

# 不二速報



発行日 2008年 7月28日  
第3号 (2008年度定期大会報告号)

## 2008年度第110回定期大会報告

去る6月26日(木)に行われた定期大会での議論を以下にまとめて報告いたします。内容的にまとまりをもった質問や意見ごとに取り上げ、それらに対する執行部の回答を掲載いたします。

### 【第1号議案】2007年度活動報告とその承認に関する件

代議員： 地域調整手当について、妥当な額は何%か。静岡と浜松では物価ほどの程度異なるのか。地域の物価格差に基づかないのであれば、実質的には両者は平等にすべきなのではないか。

地域調整手当の格差解消については、静岡と浜松の産業構造の相違を人為的にコントロール・調整して、両者が平等になるような資料を作成し、これを大学当局に提示するという方法もある。

執行部： 妥当な額は分からない。以前は物価を基準としていたが、現在は民間企業の給与が基準になっている。静岡と浜松では主な産業・業種が異なるため、格差が生じてしまう。静岡と浜松の物価指数を比べると、静岡が1%高いのは事実である。しかし、何%が妥当かが問題ではなく、東西で平等にするのが望ましいと考える。そもそも、人事院の決定に非公務員の我々が従う必要はない。

代： 組合員拡大について、どのような方法が考えられるか。特に、役員が回ってくるという負担が、組合に加入しない原因となっていると思われるが、負担を軽減するような方策はないものだろうか？

執： 大学によっては、新規加入組合員に対しては3年間役職を免除するなどの措置を実施しているが、静大もこのようなルールを決めるかどうかである。組合員からも適当な意見を求めたい。

代： 教員が知らないうちに事務職員の残業を増やしているような場合もあるのではないかと。まずは職員のサービス残業の実態について、教員にもわかる学習会を開いてほしい。

執： サービス残業の実態は少し見えてきた。学習会とまではいなくても、今年度の活動(教研集会など)の中で、情報提供の機会を提供したい。

静岡大学教職員組合

静岡：  
〒422-8529  
静岡市駿河区大谷836

TEL/FAX:  
054(236)0173 (直)  
054(237)1111 (代)  
2790 (内線)

E-mail  
[suu@jade.dti.ne.jp](mailto:suu@jade.dti.ne.jp)

浜松：  
〒432-8561  
浜松市中区城北三丁目  
5-1

TEL/FAX:  
053(475)9035 (直)  
3910 (内線)

E-mail  
[suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp](mailto:suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp)

目次：

08年度 第110回 定期大会報告	1~ 4
-------------------------	---------

代： 藤枝の地域調整手当はどうなっているのか、組合として改善に取り組んでもらいたい。

執： 藤枝、島田も浜松と同様、現在2%の手当となっている。

【第2号議案】2007年度会計決算報告とその承認に関する件(その1・2)、及び会計監査報告  
質疑無し

【第3号議案】2008年度活動方針(案)とその承認に関する件

代： 授業回数15回という問題と、試験期間が8月にずれ込まないようにするという問題は、別個に議論してほしい。「授業回数16回の撤廃」の要求を撤回してもらいたい。大学設置基準の条文上は授業15回+試験1回としか解釈できない。組合としては、授業が8月にずれ込むことがないよう要求するのが適切である。組合としては設置基準をどのように解釈しているのか。

代： 設置基準の解釈には幅がある。そのような問題であるにも関わらず、意志決定が強引すぎると思う。もし、静大にとって「授業15回」とすることが最善だと判断するのであれば、学内の合意形成に向けて、十分な議論をすべきであった。手続きに問題がある。したがって、執行部の提案を支持する。

代： 「設置基準には幅がある」「手続きに問題がある」という点は、同感である。非常勤のコストダウンを目指しながら授業回数を増やすといった矛盾を含む決定を、学内の合意形成が不十分なままトップダウンで決定しようとしている点が問題である。

執： 設置基準をどのように判断するのが正しいか、授業回数を何回にすることが正しいかということについては確信をもって答えることはできないが、執行部としては、試験も授業回数に含まれると認識しており、議案書通りの提案とする。

代： 調整手当は、名古屋では上限を下げ、一律11%とした。また、東京大学でも、上限を下げ、地域差をなくしたと聞いているが、このほかにも、他大学ではどのようなケースがあるのか調査して欲しい。また、地域調整手当に相当する手当を、異なる名目で給付することもできるのではないか。

大学当局は、地域調整手当支給率を静岡・浜松両方で均等に均せばよいのでは、という姿勢をとっている。組合としてもこの点について議論すべきではないか。

執： 地域調整手当については、静岡5%・浜松3%にすることを要求する。また、大学当局は平成22年度にはこれを同じく6%・3%とするよう計画している。これに対して、組合は却って金のかからない提案をしているのだが、拒否の姿勢である。最終的に何%の地域調整手当を目標とするかは、今後組合で議論する必要がある。

代： 人事委員会は、当局からの招集がなくても、組合独自で会議を開いて評価の問題や地域調整手当の問題を議論してほしい。

執： その通りだと思う。了解した。

代： 組合費が非常に高いと感じるひが多いのではないだろうか。初年度は、組合費を半額にするなどの工夫はできないか。

執： 静大の組合費は全国的に見ると高くはない。また4,000円台で頭打ちになる。勧誘・拡大の方法として、1年目を安くするという方法もあるかもしれないが、組合員の減少に伴い予算は厳しい状態にあり、組合費を引き下げるのは困難である。

代： 1週間、あるいは1ヶ月という期間にどの程度のサービス残業が発生しているのか、組合側で職員の労働時間の記録をとり、きちんとしたデータを持つことが重要だと思うが。

執： この点についてはすでに考えているが、チェックしてくれる職員がいるかどうかなど困難な状況もある。

代： 残業のデータ(議案書 p.9 の表 1、2)では、職員数を明らかにすると、意味がより明確になる。

執： 人数はすぐにも出せるので、後日お知らせする。今年度の残業手当目標額(事務案)がそろそろ出される頃なので、提案された時点でこの問題を当局と交渉する予定である。

【第4号議案】2008年度会計予算(案)とその承認に関する件  
質疑無し

【第5号議案】人事委員の承認に関する件  
質疑無し



【第6号議案】追加議案

静岡大学教職員組合規約第2条を、以下のとおり改正する。

(旧) 組合は、静岡大学の教職員であつて、組合の趣旨に賛同し、自ら組合に加入することを選び、静岡大学教職員組合規約に従う者をもって組織する。

(新) 組合は、静岡大学の教職員あるいは組合が認める者であつて、組合の趣旨に賛同し、自ら組合に加入することを選び、静岡大学教職員組合規約に従う者をもって組織する。

また、上記改正が認められた場合、組合員として認める権利の範囲や組合の関われる問題の範囲等、第2条適用上の具体的課題について検討することを、代表委員会に委任する。

パート職員(組合員)が3年で雇い止めとなり、その後派遣職員として継続して勤務した場合でも、現在の規約では組合員の資格を失う。また本人の意思に反して辞職に追い込まれた教職員も組合員の資格を失う。このような状況に対応し、続けて組合に加入できるよう門戸を広げると同時に、規約改正に伴う具体的な事項の検討を代表委員会に委任することを提案する。

代： この規約改正によって組合の書記は加入できるようになるのか。

執： 書記は加入できない。

【その他】要望等

・法人化以降、運営費交付金は数%程度の削減にもかかわらず、学部予算は3割近く減っており、教育・研究を圧迫している。組合においては、教員の労働条件についての議論が少ないのではないか。

静岡大学教職員組合公式HPも  
ご覧ください。(随時更新中)

<http://www.jade.dti.ne.jp/~suu/>

**働きやすい職場を  
実現したいと思いませんか？**

★学内教研(9月29日)は  
「反貧困」(岩波新書)の著者である  
**湯浅 誠 さん**  
をお招きします！

『今日の日本社会における  
ワーキングプアの実態』(仮)

\*奮ってご参加ください！

\*下記の集会も参加者募集中！  
・詳しくは書記局まで

★全大教全国教研集會  
(9/13-15 電気通信大学)

★全大教全国青年交流会  
(8/30-31 新潟)

★「教員アンケート」実施中です！

第一次分はすでに集計中ですが、引き続き実施しています。

\*まだご提出いただいていない方は  
ぜひよろしく願います。

\*未組合員の方にも  
声をおかけください。



水分をたくさんとって、  
暑い夏をのりきりましょう！

- ・教育学部支部が大幅に組合員を拡大している。その秘策を披露してほしい。  
(教育学部支部長) 新任研修の際、執行部から組合活動の重要性について説明してくれたお陰である。勧誘は2人で行う、何度も勧誘する。忙しい先輩教員が役員としてがんばっているのだから自分も組合の仕事を引き受けるといった正(+)の循環を引き継ぐ文化がある。
- ・当局の態度は、「昇格の格差では、公務員でないのに公務員と比べるとナンセンスと言ひ」、「遠距離移動手当の新設では公務員に準拠すべきである」などと、その時々都合のいい発言をしている。地域調整手当については、静岡の過半数代表は既得権とも言える勧告準拠を守る立場にあり、単純に東西の格差を均すのは難しい。人事給与部として評価や昇格・地域手当の問題を話し合う人事委員会を招集する。そして、事務折衝の場で要求を具体化したい。
- ・法人化以降、外国人教師のポストが廃止され、現在は任期付き教員として採用されているが、あと1年半で任期が切れてしまう。そもそも今の雇用形態に納得しているわけではないが、当時、任期付きであるという条件を拒めば、職を失うことを意味していたので、他に選択肢はなかった。4年の任期付きポストを押しつけられたというのが実態である。次回の更新時には組合として大きな支援が必要である。

**【採決の結果】**

	保留	反対	賛成
第1号議案	0	0	全員 (32)
第2号議案	0	0	全員 (32)
第3号議案	1	0	31
第4号議案	0	0	全員 (32)
第5号議案	0	0	全員 (32)
第6号議案	0	0	全員 (32)



